

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム	
第11回 (H26.11.4)	資料1

# 障害児支援に係る報酬について 〈論点等〉



# 児童発達支援

## 児童発達支援の報酬に係る論点

### 【背景】

- 児童発達支援の費用額は平成25年度において約493億円(障害児支援の総費用額の約4割)、前年度から約19%の伸びを示しており、適正な支援内容をどのように評価することができるかが重要となっている。
- 今年7月にとりまとめられた障害児支援の在り方に関する検討会の報告書(以下「障害児支援検討会報告書」)において、支援の質の担保や家族支援の重要性、重症心身障害児の受入時間の見直し等の必要性について指摘がなされている。
- 重症心身障害児を受け入れる事業所に係る基本報酬の単価は、小規模な事業所における追加的な利用者の受け入れを阻害するような設定の仕方になっているとの指摘がある。
- 障害児支援検討会報告書においては、保育所等との併行通園に対する支援等についても検討すべきとの指摘がなされている。

## 【論点】

- 論点① 支援の質の確保の観点から、「指導員」を配置した場合と「児童指導員」を配置した場合で報酬上の差を設けることについてどう考えるか。
- 論点② 家族等に対する相談援助に係る加算の算定要件を見直すことについて、どう考えるか。
- 論点③ 重症心身障害児に係る受入時間の延長等に対する報酬上の評価についてどう考えるか。
- 論点④ 小規模事業所における重症心身障害児を受け入れた場合の単価の見直しが必要ではないか。
- 論点⑤ 保育所や学校等との連携した個別支援計画を作成し支援を行った場合の報酬上の評価について、どう考えるか。
- 論点⑥ 事業所の開所時間に応じたよりきめ細かな単価の設定を行うことについてどう考えるか。

## 論点①: 支援の質の確保のための職員配置の評価について

- 障害児支援検討会報告書において、支援の質の担保の重要性について指摘がなされている。
- 児童発達支援(児童発達支援センターを除く。)の人員配置は、従来の児童デイサービスの配置基準を基にしていることから、基本報酬については「指導員」又は保育士の配置が算定要件となっているが、「指導員」については特段の資格要件が定められていない。
- また、人員を加配した場合に算定できる「指導員加配加算」については、常時見守りが必要な障害児等への支援等の強化を図るために、指定基準上必要となる従業者の員数に加え、「指導員」又は保育士を1名以上配置した場合に加算できる仕組みとなっている。



- 基本報酬や及び指導員加配加算について、支援の質の確保の観点から、「児童指導員」・保育士の有資格者や、強度行動障害支援者養成研修等を修了した者の配置を行う事業所に対し、評価の重点化を行うことについて、どう考えるか。

## 指導員・児童指導員について(参考)

### 【障害児支援の在り方に関する検討会報告書(抜粋)】

児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所に配置される者を、保育士の他は現在と同様に「指導員」とするか「児童指導員」とするのかについては、利用者に対する支援の質の維持・向上を図ることを基本としつつ、就学前と学齢期に提供する支援内容が異なること等を踏まえて検討することが必要である。厚生労働省においては、今後策定するガイドライン(後述)において定める児童発達支援事業所等での支援の在り方等も踏まえた上で、「児童指導員」とした場合の職員確保の問題や「指導員」とした場合の質の確保・向上の問題等を踏まえつつ必要な検討を行い、具体的な基準等の検討を行うべきである。

### 【児童指導員及び指導員の資格要件】

児童指導員	指導員
<p>○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号) 第四十三条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</li> <li>② 社会福祉士の資格を有する者</li> <li>③ 精神保健福祉士の資格を有する者</li> <li>④ 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</li> <li>⑤ 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者</li> <li>⑥ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</li> <li>⑦ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</li> <li>⑧ 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したものの</li> <li>⑨ 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの</li> <li>⑩ 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの</li> </ol>	<p>・資格要件は特になし。</p> <p>・なお、平成24年2月8日事務連絡「障害者自立支援法・児童福祉法等の一部改正に伴う指定に係る留意事項等について」において、「指導員とは、従来の児童デイサービスの指導員と同様、障害児に対し適切な指導を行う能力を有する者」とお示ししている。</p>

## 指導員加配加算について(参考)

### 【指導員加配加算】

常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等のために、基準を上回る数の指導員又は保育士を1名以上配置(常勤換算)している場合に算定する。

利用定員10人以下	: 193単位/日
利用定員11人以上20人以下	: 129単位/日
利用定員21人以上	: 77単位/日

### ○ 指導員加配加算の算定状況(国保連データH26.4)

- ・総費用 : 2.4億円
- ・利用者数 : 26,902人
- ・事業所数 : 1,374か所(全体の63.6%)

## 論点②: 家族等に対する相談援助等の評価について

- 障害児支援検討会報告書において、家族等への支援策として、家族等に対する精神面でのケア、カウンセリング等に対する報酬上の評価を行うことの必要性が指摘されている。
- 児童発達支援事業者が当該事業所の支援を利用する障害児の居宅を訪問し、障害児及び家族等に対する相談援助等を行った場合には、「家庭連携加算」を算定することができるが、この加算の利用状況は低調なものとなっている。



- 障害児を支える家族の精神面の安定が図られることは、障害児本人の精神的な安定や健全育成に資することから、家庭連携加算の算定要件を見直し、児童発達支援を利用した同日に算定することを可能とすることについて、どう考えるか。

(参考)

### 【加算の取得状況】

- 家庭連携加算(1時間未満187単位/回、1時間以上280/回)  
障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合(1月に4回を限度)に加算する。
  - ・取得率 : 4.33%(113事業所/2,608事業所)
  - ・総費用 : 1,631,352円※国保連データH26.4

### 【関連条文】

- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号)  
別表 第1 2家庭連携加算  
注 (中略)ただし、同一日に児童発達支援給付費を算定している場合は、算定しない。

### 論点③:重症心身障害児の受入時間の見直し等について

- 重症心身障害児については、保育所等の一般施策による対応が著しく困難であることから、受入時間を延長することの必要性も特に高いと考えられる。
- この点については、障害児支援検討会報告書においても、「保護者の就労のための支援という観点も含めて、重症心身障害児に対して療育を行っている通所支援における受入時間の延長を報酬上評価すること等も考えられる」旨の指摘がなされている。
- しかしながら、重症心身障害児を手厚い人員配置で受け入れる事業所が、営業時間を延長して重症心身障害児を受け入れる場合の報酬単価は、手厚い人員配置を前提とした評価とはなっていない。
- また、重症心身障害児については、その送迎時にも医療的ケアが必要となる場合があることから、そのための手厚い体制で送迎が行われている実態がある。



- 重症心身障害児を手厚い人員配置で受け入れる場合には、重症児に係る延長支援加算の単位数を上乗せすることについて、どう考えるか。
- 医療的ケアが必要な重症心身障害児の送迎における手厚い支援体制に対して報酬上の評価を行うことについて、どう考えるか。

## 受入時間の延長について(参考)

### 【延長支援加算】

運営規程に定める営業時間(送迎に要する時間を含まない)が8時間以上であり、その前後の時間(延長時間帯)において延長支援を行った場合に、支援の時間に応じ所定の単位数を加算する。

- ・延長時間1時間未満 : 61単位/日
- ・延長時間1時間以上2時間未満 : 92単位/日
- ・延長時間2時間以上 : 123単位/日

### ※基本報酬

- ・重症心身障害児 : 819単位/日(定員6人以上10人以下の場合)
- ・重症心身障害児以外 : 622単位/日(定員10人以下の場合)

### 【障害児支援の在り方に関する検討会報告書(抜粋)】

#### 3. (4)④ 保護者の就労のための支援

本検討会では、子どもに障害があるからといって就労が制限されるようなことはあってはならないという考え方が共有された。保護者の就労等によりその監護すべき児童が保育を必要とし、保護者から申し込みがあった場合は保育所において保育することとされているが、保護者の就労支援の観点からは障害児支援の役割も大きい。障害児支援が一般施策としての子育て支援よりも優先して利用されるような状況になると、障害児本人の地域社会への参加・包容の観点から問題との指摘もあり、バランスをとる必要があるが、一般施策における対応が著しく困難であるような濃密な支援を要する場合等においては、保護者の就労のための支援という観点も含めて一体的な対応を進めることが必要である。例えば、重症心身障害児に対して療育を行っている通所支援における受入時間の延長を報酬上評価すること等も考えられる。厚生労働省においては、これらの観点を踏まえつつ、今後望ましい在り方について検討すべきである。

## 論点④:重症心身障害児を受け入れた場合の単価の見直しについて

- 児童発達支援の基本報酬は定員に応じた単価が設定されているが、重症心身障害児を受け入れる事業所(児童発達支援センターを除く)においては、定員が6人以上10人以下の場合の単価(819単位)は、定員が5人である場合の単価の半分程度に設定されている。
- このため、定員5人の事業所が定員を1~4人増やすと収入が減少し、新たな利用希望者がいても受入れが難しくなっているものと想定される。(現実には、定員を6~9人に設定している事業所は非常に限られている状況)

(定員5人の事業所で5人受け入れた場合)  
 $1,599\text{単位} \times 5\text{人} = \underline{7,995\text{単位}}$

(定員6人の事業所で6人受け入れた場合)  
 $819\text{単位} \times 6\text{人} = \underline{4,914\text{単位}}$

(定員9人の事業所で9人受け入れた場合)  
 $819\text{単位} \times 9\text{人} = \underline{7,371\text{単位}}$

### 【定員規模別事業所数(請求事業所数)】

全体	5人以下	6人以上 10人以下	11人以上
130	109	7	14
100.0%	83.8%	5.4%	10.8%

※ 平成26年4月国保連データ



- 小規模な事業所において、追加的な利用者を受け入れるインセンティブが働くよう、基本報酬の単価設定を見直す必要があるのではないか。

## 論点⑤: 保育所や学校等と連携した個別支援計画の推進方策について

- 障害児の地域社会への参加・包容を促進するための支援体制に関して、障害児支援検討会報告書においては、「保育所等訪問支援の実施に加えて、地域の実情に応じた柔軟な地域支援体制の整備を進めることが重要である」と指摘され、具体例として「小規模の児童発達支援事業所が近隣の保育所等と協力関係を結んで併行通園の実施を進める体制を作る」ことが挙げられている。
- また、児童発達支援を利用する就学前児童が小学校等に入学する際の児童発達支援事業所と学校の連携の必要性についても指摘がなされている。
- 現行の仕組みにおいては、保育所や幼稚園と連携した個別支援計画を作成して支援を実施した場合にも、報酬上の評価は行っていない。



- 保育所や学校等と連携して個別支援計画を作成し、情報提供や連絡調整を行った場合の加算を創設することについて、どう考えるか。

## 論点⑥: 事業所の開所時間に応じた単価の設定について

- 平成24年度改定においては、事業所の開所時間に応じた基本報酬の設定として、8時間を超える開所を評価する一方で、短時間しか開所していない場合については、公費の効率性や公平性の観点から減算したところ。
- 一方で、一日支援を行っている事業所と、4時間を多少でも満たす支援(午後半日等)を行っている事業所では同一単価となっている。
- また、サービス提供実態調査の結果からは、開所時間にばらつきがみられるところ。



- これらを踏まえ、開所時間が4時間未満の事業所以外にも、開所時間に応じて報酬上の差を設けることについて、どう考えるか。(障害福祉サービスとの整合性についても留意が必要)

## 支援利用時間について(参考)

### 【開所時間減算】(平成24年度創設)

- 営業時間が4時間未満に該当する場合、所定の単位に100分の80を乗じて得た数を算定する。

### 【1日当たりの営業時間階級別事業所数(5月中)】

4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上	合計
26	76	47	47	70	297	563
4.62%	13.50%	8.35%	8.35%	12.43%	52.75%	100.0%

※サービス提供実態調査

## 児童発達支援に係る要望①

- ・ 未就学に対しては、多くの事業所で、基準を超える2対1配置状況にあり実態に即した対応が求められるため、職員配置基準を見直し、「指導員加配加算」等で報酬を増しすべきである。  
(全国手をつなぐ育成会連合会)
- ・ 重症心身障害児(者)の場合は、いったん体調を崩すと入退院を繰り返し欠席が長期化する場合が多くあるなど、事業の存続そのものが危ぶまれるケースが存在するため、定員の範囲内における重症心身障害児(者)欠席対応加算(9割保障)の新設など、重症心身障害児(者)の特殊性に応じた配慮をすべきである。  
(全国重症心身障害日中活動支援協議会、同旨:全国児童発達支援協議会)
- ・ 重症心身障害児(者)対象の日中活動支援事業の基本単位は、児者一貫したケアに応じた整合性のある基本報酬構造とし、定数区分による単位数の低減を発生させないように見直すべきである。
- ・ 看護職員の配置に対する評価として、例えば利用者数と看護職員の配置比率に応じた看護配置加算等を設定するなどの評価をすべきである。
- ・ 「超重症児」の受け入れを促進するためにも、看護師配置加算に加えて、「超・準超重症児」の受け入れそのものを評価すると共に、呼吸管理についても別途評価するべきである。また、複数の超重症児を受け入れるためには、基本的人員配置に上乗せして看護職員を配置すべきである。
- ・ 児童発達支援の特別支援加算と生活介護のリハビリテーション加算との整合性を図った上で、訓練を要する重症心身障害児(者)が専門的なリハビリテーションを受けられるよう見直すべきである。
- ・ 重症心身障害児(者)の送迎は、単に重症心身障害児(者)本人の社会参加にとどまらず、ご家族の社会参加にも影響を及ぼすものであるため、重症心身障害児の送迎・乗降の特殊性や利用者の利便性を評価した加算の設定をすべきである。(重度障害児乗降加算、看護職員添乗加算、特別重度送迎加算など)
- ・ 定員6人以上の報酬単価について報酬単価が急激に低減されているが、この規模の事業では運営のスケールメリットはないので、定員6人以上20人以下については、生活介護の報酬単価と同等程度に設定するべきである。
- ・ 重症心身障害児者の場合には、当日の体調で通園・通所が決まるため、登録していても欠席者が多いのが実態であり、出席率80%を下回る場合には、欠席率を勘案したサービス報酬とすべきである。
- ・ 重症心身障害児者の場合は、送迎車両には看護師等を添乗員として複数人を配置する必要がある場合が多いため、送迎費の加算制度を設けるべきである。また、生活介護についても添乗者の実績を評価して改善を図るべきである。

(以上、全国重症心身障害日中活動支援協議会)

## 児童発達支援に係る要望②

- ・ 児童発達支援センターにおける保育士等の直接処遇職員の配置実態は子ども2.6人に1人である。子ども子育て支援新制度でも障害児加配は2:1となっており、現行の4:1の配置基準は現実的ではないため、保育士等の直接処遇職員の配置基準を3:1に改めるべきである。

(全国児童発達支援協議会)

- ・ 児童発達支援センターにおける食事指導加算を設定するべきである。
- ・ 母子同室の児童発達支援は、4時間未満であっても減算対象とすべきではない。
- ・ 児童発達支援給付費について、10人以下の場合は616単位/日で21人以上は363単位/日となっているが、21人以上についても単位を増加すべきである。
- ・ 児童発達支援管理責任者専任加算について、10人以下の場合は205単位/日で21人以上は68単位/日となっているが、21人以上についても単位を増加すべきである。
- ・ 支援員加配加算について、厚労省総合福祉推進事業研究報告では、直接支援員配置は2.67:1であったが、10人以下は193単位であるにもかかわらず、10人以上は77単位である。それに対する報酬単位の増加をするべきである。
- ・ 特別支援加算について、心理、PT、ST、OTの専門個別又はグループ療育を提供した際は25単位/日と安価であるため、療育の充実が担保される単位に増加すべきである。
- ・ 保育園では年齢に応じ4段階の配置基準が定められているが、同様に2歳児以下の加算をすべきである。
- ・ 児童発達支援事業所は看護師の配置は義務ではないが、幼児期の発達支援に重要な保健・医療分野専門の看護師を事業所の判断で配置した場合は、加算をすべきである。
- ・ 音楽や造形等の講師を配置して特別プログラムを実施した場合に加算すべきである。

(以上、日本発達障害ネットワーク)



# 医療型児童発達支援

## 医療型児童発達支援の報酬に係る論点

### 【背景】

- 障害児支援検討会報告書において、支援の質の担保や家族支援の重要性、重症心身障害児の受入時間の見直し等の必要性について指摘がなされている。
- 障害児支援検討会報告書においては、医療型児童発達支援センターにおける保育機能の充実を図るため、そのセンターの在り方について検討すべきとの指摘がなされている。

### 【論点】

- 論点① 家族等に対する相談援助に係る加算の算定要件を見直すことについて、どう考えるか。
- 論点② 重症心身障害児に係る受入時間の延長等に対する報酬上の評価について、どう考えるか。
- 論点③ 保育機能の充実の観点から、医療型児童発達支援センターにおいて保育士を加配することについて、どう考えるか。
- 論点④ 事業所の開所時間に応じたよりきめ細かな単価の設定を行うことについてどう考えるか。

## 論点①: 家族等に対する相談援助等の評価について

- 障害児支援検討会報告書において、家族等への支援策として、家族等に対する精神面でのケア、カウンセリング等に対する報酬上の評価を行うことの必要性が指摘されている。
- 医療型児童発達支援事業者が当該事業所の支援を利用する障害児の居宅を訪問し、障害児及び家族等に対する相談援助等を行った場合には、「家庭連携加算」を算定することができるが、この加算の利用状況は低調なものとなっている。



- 障害児を支える家族の精神面の安定が図られることは、障害児本人の精神的な安定や健全育成に資することから、家庭連携加算の算定要件を見直し、医療型児童発達支援を利用した同日に算定することを可能とすることについて、どう考えるか。

(参考)

【加算の取得状況】

○ 家庭連携加算

障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合(1月に4回を限度)に加算する。

・取得率 : 5.00%(5事業所/100事業所)

・総費用 : 17,740円

※国保連データH26.4

【関連条文】

○ 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号)

別表 第2 2家庭連携加算

注 (中略)ただし、同一日に医療型児童発達支援給付費を算定している場合は、算定しない。

## 論点②:重症心身障害児の受入時間の見直し等について

- 重症心身障害児については、保育所等の一般施策による対応が著しく困難であることから、受入時間を延長することの必要性も特に高いと考えられる。
- この点については、障害児支援検討会報告書においても、「保護者の就労のための支援という観点も含めて、重症心身障害児に対して療育を行っている通所支援における受入時間の延長を報酬上評価すること等も考えられる」旨の指摘がなされている。
- しかしながら、重症心身障害児を手厚い人員配置で受け入れる事業所が、営業時間を延長して重症心身障害児を受け入れる場合の報酬単価は、手厚い人員配置を前提とした評価とはなっていない。
- また、重症心身障害児については、その送迎時にも医療的ケアが必要となる場合があることから、そのための手厚い体制で送迎が行われている実態がある。



- 重症心身障害児を手厚い人員配置で受け入れる場合には、重症児に係る延長支援加算の単位数を上乗せすることについて、どう考えるか。
- 医療的ケアが必要な重症心身障害児の送迎における手厚い支援体制に対して報酬上の評価を行うことについて、どう考えるか。

## 受入時間の延長について(参考)

### 【延長支援加算】

運営規程に定める営業時間(送迎に要する時間を含まない)が8時間以上であり、その前後の時間(延長時間帯)において延長支援を行った場合に、支援の時間に応じ所定の単位数を加算する。

- ・延長時間1時間未満 : 61単位/日
- ・延長時間1時間以上2時間未満 : 92単位/日
- ・延長時間2時間以上 : 123単位/日

### ※基本報酬

- ・重症心身障害児 : 443単位/日
- ・肢体不自由児 : 332単位/日

### 【障害児支援の在り方に関する検討会報告書(抜粋)】

#### 3. (4)④ 保護者の就労のための支援

本検討会では、子どもに障害があるからといって就労が制限されるようなことはあってはならないという考え方が共有された。保護者の就労等によりその監護すべき児童が保育を必要とし、保護者から申し込みがあった場合は保育所において保育することとされているが、保護者の就労支援の観点からは障害児支援の役割も大きい。障害児支援が一般施策としての子育て支援よりも優先して利用されるような状況になると、障害児本人の地域社会への参加・包容の観点から問題との指摘もあり、バランスをとる必要があるが、一般施策における対応が著しく困難であるような濃密な支援を要する場合等においては、保護者の就労のための支援という観点も含めて一体的な対応を進めることが必要である。例えば、重症心身障害児に対して療育を行っている通所支援における受入時間の延長を報酬上評価すること等も考えられる。厚生労働省においては、これらの観点を踏まえつつ、今後望ましい在り方について検討すべきである。

### 論点③: 保育機能充実のための福祉職員の加配について

- 現在医療型児童発達支援は、人員配置基準において医療法に規定する必要数の医療スタッフに加え、福祉職員等を配置することとしている。
- しかしながら、配置基準上の職員は事業所の定員規模に関わらず1人以上となっており、十分な保育機能が果たせていないとの指摘がある。
- 障害児支援検討会報告書においても、「保育機能の充実を図る観点から、医療型児童発達支援センターの在り方」について検討すべきとの指摘がなされている。



- 児童指導員又は保育士を加配した場合の加算を創設することについて、どう考えるか。

## 保育機能充実のため福祉職員の加配について(参考)

### 【現行の人員配置基準】

児童発達支援センター		医療型児童発達支援センター		直接処遇職員
管理者	1人	管理者	1人	
児童指導員及び保育士 ※児童指導員、保育士は各1人以上	4:1以上	児童指導員	1人以上	
		保育士	1人以上	
		看護師	1人以上	
		理学療法士又は作業療法士	1人以上	
児童発達支援管理責任者	1人以上	児童発達支援管理責任者	1人以上	
栄養士	1人以上	医療法に定める診療所として必要とされる従業者		
調理員	1人以上			

※定員16名までは福祉型、医療型のいずれであっても直接処遇職員は4:1以上の配置となっている。

#### 論点④: 事業所の開所時間に応じた単価の設定について

- 平成24年度改定においては、事業所の開所時間に応じた基本報酬の設定として、8時間を超える開所を評価する一方で、短時間しか開所していない場合については、公費の効率性や公平性の観点から減算したところ。
- 一方で、一日支援を行っている事業所と、4時間を多少でも満たす支援(午後半日等)を行っている事業所では同一単価となっている。
- また、サービス提供実態調査の結果からは、開所時間にばらつきがみられるところ。



- これらを踏まえ、開所時間が4時間未満の事業所以外にも、開所時間に応じて報酬上の差を設けることについて、どう考えるか。(障害福祉サービスとの整合性についても留意が必要)

## 支援利用時間について(参考)

### 【開所時間減算】(平成24年度創設)

- 営業時間が4時間未満に該当する場合、所定の単位に100分の80を乗じて得た数を算定する。

### 【1日当たりの営業時間階級別事業所数(5月中)】

4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上	合計
0	19	10	7	0	40	76
0.00%	25.00%	13.16%	9.21%	0.00%	52.63%	100.0%

※サービス提供実態調査

## 医療型児童発達支援に係る要望

- ・ 重症心身障害児(者)の場合は、いったん体調を崩すと入退院を繰り返し欠席が長期化するケースが多くあるなど、事業の存続そのものが危ぶまれるケースが存在するため、定員の範囲内における重症心身障害児(者)欠席対応加算(9割保障)の新設など、重症心身障害児(者)の特殊性に応じた配慮をすべきである。  
(全国重症心身障害日中活動支援協議会、同旨:全国児童発達支援協議会)
- ・ 重症心身障害児(者)対象の日中活動支援事業の基本単位は、児者一貫したケアに応じた整合性のある基本報酬構造とし、定数区分による単位数の低減を発生させないよう見直すべきである。
- ・ 「超重症児」の受け入れを促進するためにも、看護師配置加算に加えて、「超・準超重症児」の受け入れそのものを評価すると共に、呼吸管理についても別途評価するべきである。また、複数の超重症児を受けるためには、基本的人員配置に上乘せして看護職員を配置すべきである。
- ・ 児童発達支援の特別支援加算と生活介護のリハビリテーション加算との整合性を図った上で、訓練を要する重症心身障害児(者)が専門的なリハビリテーションを受けられるよう見直すべきである。
- ・ 重症心身障害児者の場合には、当日の体調で通園・通所が決まるため、登録していても欠席者が多いのが実態であり、出席率80%を下回る場合には、欠席率を勘案したサービス報酬とすべきである。  
(以上、全国重症心身障害日中活動支援協議会)
- ・ 児童発達支援センターにおける食事指導加算を設定するべきである。
- ・ 母子同室の児童発達支援は、4時間未満であっても減算対象とすべきではない。
- ・ 特別支援加算について、心理、PT、ST、OTの専門個別又はグループ療育を提供した際は25単位/日と安価であるため、療育の充実が担保される単位数に増加すべきである。
- ・ 音楽や造形等の講師を配置して特別プログラムを実施した場合に加算すべきである。  
(以上、日本発達障害ネットワーク)

※児童発達支援と共通事項

# 放課後等デイサービス

## 放課後等デイサービスの報酬に係る論点

### 【背景】

- 放課後等デイサービスの費用額は平成25年度において約701億円(障害児支援の総費用額の約5割)、前年度から約50%の伸びを示しており、適正な支援内容をどのように評価することができるかが重要となっている。
- 今年7月にとりまとめられた障害児支援検討会報告書において、支援の質の担保や家族支援の重要性、重症心身障害児の受入時間の見直し等の必要性について指摘がなされている。
- 重症心身障害児を受け入れる事業所に係る基本報酬の単価は、小規模な事業所における追加的な利用者の受け入れを阻害するような設定の仕方になっているとの指摘がある。
- また、同報告書においては、学校との連携体制の推進や不登校児に対する支援の在り方についても検討すべきとの指摘がなされている。

## 【論点】

- 論点① 支援の質の確保の観点から、「指導員」を配置した場合と「児童指導員」を配置した場合で報酬上の差を設けることについてどう考えるか。
- 論点② 家族等に対する相談援助に係る加算の算定要件を見直すことについて、どう考えるか。
- 論点③ 重症心身障害児に係る受入時間の延長等に対する報酬上の評価についてどう考えるか。
- 論点④ 小規模事業所における重症心身障害児を受け入れた場合の単価の見直しが必要ではないか。
- 論点⑤ 学校と連携して個別支援計画を作成し支援を行った場合の報酬上の評価についてどう考えるか。
- 論点⑥ 開所時間に応じたよりきめ細かな単価の設定を行うことについてどう考えるか。

## 論点①: 支援の質の確保のための職員配置の評価について

- 障害児支援検討会報告書において、支援の質の担保の重要性について指摘がなされている。
- 放課後等デイサービスの人員基準は、従来の児童デイサービスの配置基準を基にしていることから、基本報酬については「指導員」又は保育士の配置が算定要件となっているが、「指導員」については特段の資格要件が定められていない。
- また、人員を加配した場合に算定できる「指導員加配加算」については、常時見守りが必要な就学児等への支援等の強化を図るために、指定基準上必要となる従業者の員数に加え、「指導員」又は保育士を1名以上配置した場合に加算できる仕組みとなっているところ。



- 基本報酬及び指導員加配加算について、支援の質の確保の観点から、「児童指導員」・保育士の有資格者や、強度行動障害支援者養成研修等を修了した者の配置を行っている事業所に対し、評価の重点化を行うことについてどう考えるか。

## 指導員・児童指導員について(参考)

### 【障害児支援の在り方に関する検討会報告書(抜粋)】

児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所に配置される者を、保育士の他は現在と同様に「指導員」とするか「児童指導員」とするのかについては、利用者に対する支援の質の維持・向上を図ることを基本としつつ、就学前と学齢期に提供する支援内容が異なること等を踏まえて検討することが必要である。厚生労働省においては、今後策定するガイドライン(後述)において定める児童発達支援事業所等での支援の在り方等も踏まえた上で、「児童指導員」とした場合の職員確保の問題や「指導員」とした場合の質の確保・向上の問題等を踏まえて必要な検討を行い、具体的な基準等の検討を行うべきである。

### 【児童指導員及び指導員の資格要件】

児童指導員	指導員
<p>○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号) 第四十三条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>① 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>② 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>③ 精神保健福祉士の資格を有する者</p> <p>④ 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>⑤ 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者</p> <p>⑥ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>⑦ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>⑧ 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>⑨ 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの</p> <p>⑩ 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの</p>	<p>・資格要件は特になし。</p> <p>・なお、平成24年2月8日事務連絡「障害者自立支援法・児童福祉法等の一部改正に伴う指定に係る留意事項等について」において、「指導員とは、従来の児童デイサービスの指導員と同様、障害児に対し適切な指導を行う能力を有する者」とお示ししている。</p>

## 指導員加配加算について(参考)

### 【指導員加配加算】

常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等のために、基準を上回る数の指導員又は保育士を1名以上配置(常勤換算)している場合に算定する。

利用定員10人以下	: 193単位/日
利用定員11人以上20人以下	: 129単位/日
利用定員21人以上	: 77単位/日

### ○ 指導員加配加算の算定状況(国保連データH26.4)

- ・総費用 : 7.5億円
- ・利用者数 : 56,747人
- ・事業所数 : 3,006か所(全体の65.4%)

## 論点②: 家族等に対する相談援助等の評価について

- 障害児支援検討会報告書において、家族等への支援策として家族等に対する精神面でのケア、カウンセリング等に対する報酬上の評価を行うことの必要性が指摘されている。
- 放課後等デイサービス事業者が当該事業所の支援を利用する障害児の居宅を訪問し、障害児及び家族等に対する相談援助等を行った場合に「家庭連携加算」を算定することができるが、この加算の利用状況は低調なものとなっている。



- 障害児を支える家族の精神面の安定は、障害児本人の精神的な安定や健全育成に資することから、家庭連携加算の算定要件を見直し、放課後等デイサービスを利用した同日に算定することを可能とすることについて、どう考えるか。

(参考)

### 【加算の取得状況】

#### ○ 家庭連携加算

障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合(1月に4回を限度)に加算する。

- ・取得率 : 1.83%(84事業所/4,595事業所)
- ・総費用 : 77,495千円
- ・平均算定回数 : 1.25回

※国保連データH26.4

### 【関連条文】

- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号)

別表 第3 2家庭連携加算

注 (中略)ただし、同一日に放課後等デイサービス給付費を算定している場合は、算定しない。

### 論点③:重症心身障害児の受入時間の見直し等について

- 重症心身障害児については、保育所等の一般施策による対応が著しく困難であることから、受入時間を延長することの必要性も特に高いと考えられる。
- この点については、障害児支援検討会報告書においても、「保護者の就労のための支援という観点も含めて、重症心身障害児に対して療育を行っている通所支援における受入時間の延長を報酬上評価すること等も考えられる」旨の指摘がなされている。
- しかしながら、重症心身障害児を手厚い人員配置で受け入れる事業所が、営業時間を延長して重症心身障害児を受け入れる場合の報酬単価は、手厚い人員配置を前提とした評価とはなっていない。
- また、重症心身障害児については、その送迎時にも医療的ケアが必要となる場合があることから、そのための手厚い体制で送迎が行われている実態がある。



- 重症心身障害児を手厚い人員配置で受け入れる場合には、重症児に係る延長支援加算の単位数を上乗せすることについて、どう考えるか。
- 医療的ケアが必要な重症心身障害児の送迎における手厚い支援体制に対して報酬上の評価を行うことについて、どう考えるか。

## 重症心身障害児を受け入れた場合の単価について(参考)

### 【延長支援加算】

運営規程に定めらる営業時間(送迎に要する時間を含まない)が8時間以上であり、その前後の時間(延長時間帯)において延長支援を行った場合に、支援の時間に応じ所定の単位数を加算する。(主として重症児もそれ以外の障害児も同一単位数)

- ・延長時間1時間未満 : 61単位/日
- ・延長時間1時間以上2時間未満 : 92単位/日
- ・延長時間2時間以上 : 123単位/日

### ※基本報酬

- ・重症心身障害児 : 820単位/日(定員6人以上10人以下、休業日)
- ・重症心身障害児以外 : 622単位/日(定員10人以下、休業日)

### 【障害児支援の在り方に関する検討会報告書(抜粋)】

#### ④ 保護者の就労のための支援

本検討会では、子どもに障害があるからといって就労が制限されるようなことはあってはならないという考え方が共有された。保護者の就労等によりその監護すべき児童が保育を必要とし、保護者から申し込みがあった場合は保育所において保育することとされているが、保護者の就労支援の観点からは障害児支援の役割も大きい。障害児支援が一般施策としての子育て支援よりも優先して利用されるような状況になると、障害児本人の地域社会への参加・包容の観点から問題との指摘もあり、バランスをとる必要があるが、一般施策における対応が著しく困難であるような濃密な支援を要する場合等においては、保護者の就労のための支援という観点も含めて一体的な対応を進めることが必要である。例えば、重症心身障害児に対して療育を行っている通所支援における受入時間の延長を報酬上評価すること等も考えられる。厚生労働省においては、これらの観点を踏まえつつ、今後望ましい在り方について検討すべきである。

## 論点④: 重症心身障害児を受け入れた場合の単価の見直しについて

- 放課後等デイサービスの基本報酬は、定員に応じた単価が設定されているが、重症心身障害児を受け入れる事業所においては、定員が6人以上10人以下の場合の単価(820単位)は、定員が5人である場合の単価の半分程度に設定されている。
- このため、定員5人の事業所が定員を1~4人増やすと収入が減少し、新たな利用希望者がいても受入れが難しくなっているものと想定される。(現実に、定員を6~9人に設定している事業所は非常に限られている状況)

(定員5人の事業所で5人受け入れた場合)  
 $1,600\text{単位} \times 5\text{人} = \underline{8,000\text{単位}}$

(定員6人の事業所で6人受け入れた場合)  
 $820\text{単位} \times 6\text{人} = \underline{4,920\text{単位}}$

(定員9人の事業所で9人受け入れた場合)  
 $820\text{単位} \times 9\text{人} = \underline{7,380\text{単位}}$

※報酬単価は休業日に係るもの

【定員規模別事業所数(請求事業所数)】 ※休業日に係るもの

全体	5人以下	6人以上 10人以下	11人以上
196	151	23	22
100.0%	77.0%	11.7%	11.2%

※ 平成26年4月国保連データ



- 小規模な事業所において、追加的な利用者を受け入れるインセンティブが働くよう、基本報酬の単価設定を見直す必要があるのではないか。

## 論点⑤: 学校と連携した個別支援計画の推進方策について

- 障害児支援の在り方に関する検討会報告書においては、学齢期の障害児の支援について、学校との連携が重要であることから、個別支援計画等の作成にあたり、学校関係者も参画する等の連携の推進の必要性について指摘がなされている。
- 現行の仕組みにおいては、学校と連携した個別支援計画を作成して支援を実施した場合にも、報酬上の評価は行っていない。



- 学校と連携した個別支援計画を作成し、学校に対する情報提供や連絡調整等を行った場合の加算を創設することについて、どう考えるか。

## 論点⑥: 事業所の開所時間に応じた単価の設定について

- 平成24年度改定においては、事業所の開所時間に応じた基本報酬の設定として、8時間を超える開所を評価する一方で、短時間しか開所していない場合については、公費の効率性や公平性の観点から減算したところ。
- 一方で、一日支援を行っている事業所と、4時間を多少でも満たす支援(午後半日等)を行っている事業所では同一単価となっている。
- また、サービス提供実態調査の結果からは、開所時間にばらつきがみられるところ。



- これらを踏まえ、開所時間が4時間未満の事業所以外にも、開所時間に応じて報酬上の差を設けることについて、どう考えるか。
- 平日の放課後に支援を行う場合は開所時間減算の対象としていないが、この場合についても開所時間減算を設けることについて、どう考えるか。

## サービス利用時間について(参考)

### 【開所時間減算】(平成24年度創設)

- 休業日において、運営規程に定められる営業時間(送迎に要する時間は含まない)が4時間未満に該当する場合、所定の単位に100分の80を乗じて得た数を算定する。

### 【1日当たりの営業時間階級別事業所数(5月中)】

(休日)

4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上	合計
8	52	45	43	49	213	410
1.95%	12.68%	10.98%	10.49%	11.95%	51.95%	100.0%

※サービス提供実態調査

## 放課後等デイサービスに係る要望

- ・ 休日、夏季・冬季・春季の長期休暇への対応を考慮して「休業日単価」の割り増しが必要である。  
(全国手をつなぐ育成会連合会、同旨:全国地域生活支援ネットワーク)
- ・ 児童期における支援区分のあり方を明確化する必要がある、特に放課後等デイについては、利用児童の支援の必要性に応じた報酬単価を導入すべきである。
- ・ 休暇前後の短縮授業時については「休業日単価」を認めるか、少なくとも短縮授業時単価を設定すべきである。  
(以上、全国手をつなぐ育成会連合会)
- ・ 不登校児には長期休暇や土・日以外の日にも1日対応が必要になるとともに、カウンセリングやソーシャルスキルトレーニングなどの対応も求められるため、1日対応分の給付を保障するとともに新たな加算を創設するべきである。
- ・ 放課後等デイサービスの利用には学籍を有することが必要とされているが、発達障害等で高校中退や中学校卒業後に在宅となっているケースもあり、今後増加も予想されるため、学籍のない児童(中学卒業後など)への利用拡大をするべきである。  
(以上、全国児童発達支援協議会)
- ・ 障害程度に応じた報酬設定による適正化を図るべきである。(障害児支給決定の短期入所3区分を参考に)  
(全国地域生活支援ネットワーク)
- ・ 受け入れ体制強化(重度障害児の受け入れ)のための加算を創設すべきである。  
(全国肢体不自由児者父母の会連合会)
- ・ 利用希望者が増えているが、定員を20人から30人に増やすと経営が成り立たない状態となるので、定員21人以上の事業所の単価を現状より15%引き上げるべきである。  
(日本発達障害ネットワーク)
- ・ 放課後等デイサービスの大規模、中規模、小規模の報酬基準の格差を無くすこと。  
(日本筋ジストロフィー協会)

# 保育所等訪問支援

## 保育所等訪問支援の報酬に係る論点

### 【背景】

- 障害児支援検討会報告書において、障害児支援を一般施策としての子育て支援をバックアップする後方支援と位置づける中で、保育所等訪問支援の積極的な活用が必要とされている。
- 一方で、その費用額は平成25年度で約1.7億円と、障害児支援の総費用の1%にも満たず、事業所数や利用者数も低調な状況。
- 現行の仕組みでは、他の通所支援と同一日の算定ができないルールになっており、また、広域対応を評価するための加算もない状況。
- 保育所等を訪問して専門的な支援を行うというサービスの性格上、その従事者には高い専門性や経験が求められるが、専門性の高い職員を配置するには報酬の水準が十分でないとの指摘もある。

### 【論点】

- 論点① 専門性の高い支援を推進するため、専門的な職員を訪問支援員として配置した場合の評価についてどう考えるか。
- 論点② 他の通所支援と同一日に算定ができないルールについてどう考えるか。
- 論点③ 過疎地域や離島・山間地域等への訪問に対する評価についてどう考えるか。

## 論点①: 専門性の高い訪問支援員の配置について

- 訪問支援員については、その要件を基準省令の解釈通知により「障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等であって、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者」としている。
- 他方、制度創設時の単価設定にあたっては、旧知的障害児通園施設給付費相当(914単位/人)と仮定し、一律の単価設定を行っており、また、他の障害児通所支援における「特別支援加算」のような加算も設けていない。
- 保育所等を訪問して専門的な支援を行うというサービスの性格上、その従事者には高い専門性や経験が求められるが、専門性の高い職員を配置するには報酬の水準が十分でないとの指摘もある。



- 保育所等訪問支援をより一層推進していくためには、より専門性の高い訪問支援を推進する必要があることから、一定の資格等を持つ訪問支援員を配置した場合の評価についてどう考えるか。

## 専門性の高い訪問支援員を配置について(参考)

### 【関連条文等】

○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について  
(平成24年3月30日障発0330第12号)

#### 第六 保育所等訪問支援

##### 1 人員に関する基準

(中略)なお、指定保育所等訪問支援の提供に当たる従業者の要件については、障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等であって、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者とする。

### 【特別支援加算】(児童発達支援事業の加算)

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置して、障害児ごとに自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画(「特別支援計画」)を作成し、当該特別支援計画に基づく支援を行った場合に、障害児1人に対し、1日につき25単位を加算する。

## 論点②: 他の通所支援との同一日の利用について

- 保育所等訪問支援は障害児通所支援の一類型として整理されていることから、報酬告示の留意事項通知により、他の通所支援と同一日に算定はできないこととしている。
- このことにより、学校で保育所等訪問支援を利用した場合には、その日に放課後等デイサービスの利用ができないなどの支障が生じている状況。
- なお、障害児通所支援を利用した日においても、居宅介護の報酬については、「同一時間帯でない限りにおいて算定可能」としているところ。

### 【報酬告示留意事項通知】

障害児通所給付費等については、同一日に複数の障害児通所支援や指定入所支援に係る報酬を算定できないものであること。(中略)また、障害児通所支援の報酬を算定した場合、障害福祉サービスの居宅介護の報酬については当該障害児通所支援と同時間帯ではない限りにおいて算定可能であるが、同一日に他の障害児通所支援の報酬は算定できない。



- 保育所等訪問支援については、居宅介護と同様に、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスと同一日の報酬算定を可能とすることについてどう考えるか。

### 論点③: 過疎地域等への訪問について

- 保育所等訪問支援については、制度創設当初、障害児支援の事業所の通常の事業実施地域におけるサービス提供を想定していたことから、支援範囲が広域となる場合のコストについて特段の評価を行っていなかったところ。
- しかし実際には、事業所の通常の事業実施地域を越えて支援が行われていることから、過疎地等への移動にかかる費用の報酬上の評価について要望があるところ。
- また、難聴児や肢体不自由児に対応できる専門性をもった事業所が少ないことから、遠方からの支援が必要となるケースが多い。



- 過疎地域や離島・山間地域の保育所等を支援した場合の加算の創設についてどう考えるか。
- 身近な地域に資源がないため、広域的な対応が求められるケースが多い難聴児や肢体不自由児に対する支援の評価について、どう考えるか。

## 過疎地域等への訪問について(参考)

### 【特別地域加算】(居宅介護における加算)

- 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定居宅介護事業所又は基準該当居宅介護事業所(以下「指定居宅介護事業所等」という。)の居宅介護従業者が指定居宅介護等を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

## 保育所等訪問支援に係る要望

- ・ 保育所等訪問支援においては、地域性を考慮した「移動加算(仮称)」を創設すべきである。  
(日本知的障害者福祉協会)
- ・ 共生社会の実現に向けて、保育所等訪問支援を全国的に広げていくため、充実した取り組みとなるよう報酬単価を実態に即したものにすべきである。  
(全国手をつなぐ育成会連合会)
- ・ 現在規定されている訪問先に加え、「家庭」「他の児童発達支援センター(事業)」「放課後等デイサービス」「医療機関(含:NICU)」を追加すべきである。
- ・ 同一日複数障害児支援減算を廃止すべきである。
- ・ 基本報酬が906単位と非常に低く専門性の高い専任職員を配置することができないため、報酬の増額を図るべきである。  
また、訪問のための車両の確保も算定要件に入れるべきである。  
(以上、全国児童発達支援協議会)
- ・ 基礎報酬について、支援時間に応じた設定にするべきである。
- ・ 複数対応した際の減算については廃止するべきである。  
(以上、全国地域生活支援ネットワーク)
- ・ 保育所等訪問支援では、キャンセルになった場合、その日に急に別の面談を入れることはできない。保育所等訪問支援は個別対応のため、欠席加算を創設するべきである。
- ・ OT、PT、ST等専門職による個別取り出し療育は1日25単位の特別支援加算があるが、この報酬単価は、専門職の人件費にほど遠いものであるため、療育の充実が保障されるよう加算をすべきである。  
(以上、日本発達障害ネットワーク)

# 障害児入所支援

## 障害児入所支援の報酬に係る論点

### 【背景】

- 障害児支援検討会報告書において、障害児入所施設の支援の在り方について、
- 障害児の身体機能を最大限に伸ばす、あるいは行動障害を軽減する等の一定目的を持った短期入所よりも長い期間の入所の制度的位置付けの検討
  - 虐待防止と支援の質の観点から、施設、事業所の職員が強度行動障害支援者養成研修を受講し適切な支援ができる体制の整備の報酬上の評価
  - 障害児入所施設についても、被虐待児等の入所が増えている状況を鑑み、同様の観点から社会的養護の充実を図っていく必要がある
- などといった提言がなされており、その対応が求められている。

### 【論点】

- 論点① 一定の目的を持った短期的な入所(有期・有目的入所)について、報酬上の評価を行うことについてどう考えるか。
- 論点② 強度行動障害を有する児童への対応を強化することについてどう考えるか。
- 論点③ 医療型障害児入所施設における心理的ケアについての対応を強化することについてどう考えるか。

## 論点①: 有期・有目的入所について

- 肢体不自由児を受け入れている医療型障害児入所施設は、主として、地域での生活に向けた、子どもの能力を最大限に生かすための手術、リハビリ等を行う短期間の入所集中訓練を行っている。また、自閉症児、重症心身障害児を受け入れている各医療型障害児入所施設においても、行動障害の改善・悪化防止を目的とした短期間入所、NICU退院後の在宅生活に向けた支援を目的とした短期間入所を行っている。
- このような有期・有目的入所は、概ね3～6か月程度の短期間の入所となるため、入所児童の入れ替わりの頻度が高い。
- 短い入所期間のサイクルの中で、入所の初期段階においては、利用者の居宅を訪問して生活状況の把握等を行うなどアセスメントに手間を要しており、退所段階においては、在宅生活に向けての各種指導、関連医療機関等との環境調整等を行っており、長期入所児童の継続的な支援に比べ、時間・労力を要する入所・退所に係る支援を短いサイクルで実施している。



- 短期間サイクルで、時間・労力を要する入所調整・退所調整を行っている有期・有目的入所に対する報酬上の評価についてどう考えるか。

## 有期・有目的入所について(参考)

- 主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設における有期・有目的入所に係る入所期間

H26.10.8現在

区 分	概ね1か月	3か月未満	3～6か月未満	6か月以上	計
手 術	80	36	41	4	161
リハビリテーション	148	173	23	33	377
親子入所	199	22	0	0	221
その他	8	0	4	2	14
合 計	435	231	68	39	773
(割 合)	56.27%	29.88%	8.80%	5.05%	100.00%

※肢体不自由児施設運営協議会調査(18/59施設から回答)

- 三重県立小児医療センター あすなろ学園(主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設)における入所期間

H25.3.31現在

入所児童数	入 所 期 間			
	3月未満	3月～6月	6月～1年	1年～2年
60	22	17	20	1

## 論点②: 強度行動障害を有する児への対応強化について

- 強度行動障害を有する児童については、行動障害についての正しい理解・知識に基づいて対応することが、行動障害の軽減、二次障害の防止のために必要であり、平成25年度からは強度行動障害支援者養成研修を推進しているところ。
- 重度障害児支援加算及び強度行動障害児特別支援加算(※)の中で、行動障害を有する児童に対する支援を評価しているが、これらの加算において、強度行動障害支援者養成研修を受講した職員の配置に着目した評価はなされていない。

### ※重度障害児支援加算

重度の障害児が、その保護指導のための一定の基準を満たす施設を利用する場合、障害種別(知的障害児、自閉症児、盲児、ろうあ児、肢体不自由児)に応じて143～198単位/日

### ※ 強度行動障害児特別支援加算

強度行動障害のある障害児が、強度行動障害の軽減を目的とする特別な指導・訓練を行うことができる施設を利用する場合、781単位/日(加算開始から90日以内は700単位を加算)



- 強度行動障害を有する児童に対して、強度行動障害支援者養成研修を受講した職員が支援を行った場合の報酬上の評価の在り方についてどう考えるか。

### 論点③: 心理的ケアへの対応強化について

- 障害児入所施設においては、他の児童福祉施設と同様に、家庭環境上の理由により施設入所している児童の割合が増加しており、家庭において不適切な養育を受けていた児童は、心的外傷を受け、処遇困難な場合が多く、心の傷を治癒するための心理的援助が必要である。
- 福祉型障害児入所施設には、心理担当職員加算(※)があるものの、医療型障害児入所施設には同加算がない。

#### ※現行の福祉型障害児入所施設 心理担当職員加算

指定基準に定める員数に加え、心理担当職員を専任で配置している場合

- ・主に知的障害児に対する場合 定員数に応じて5～102単位/日
- ・主に自閉症児に対する場合 定員数に応じて13～26単位/日
- ・主に盲児又はろうあ児に対する場合 定員数に応じて10～102単位/日
- ・主に肢体不自由児に対する場合 定員数に応じて13～20単位/日



- 医療型障害児入所施設においても、心理的ケアを必要とする児童が入所しており、福祉型障害児入所施設と同様に、心理担当職員による支援について、報酬上評価することについてどう考えるか

## 心理的ケアへの対応強化について(参考)

### ○医療型障害児入所施設の人員基準

職種	自閉症児の場合	肢体不自由児の場合	重症心身障害児の場合
医師法に規定する病院として必要な従業者	同法に規定する病院として必要とされる数		
児童指導員及び保育士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総数:6.7:1以上</li> <li>・各1人以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総数 乳幼児10:1以上 少年20:1以上</li> <li>・各1人以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各1人以上</li> </ul>
理学療法士又は作業療法士	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人以上</li> </ul>
職業指導員	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業指導を行う場合</li> </ul>	—
心理療法担当職員	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人以上</li> </ul>
児童発達支援管理責任者	1人以上 (業務に支障が無い場合は他の職務の兼務可)		

○福祉型障害児入所施設(知的及び自閉症)における入所理由

内 容	主たる要因		付随する要因		計	在籍者比	
	措置	契約	措置	契約			
家族の状況等	親の離婚・死別	172	258	96	72	598	10.0
	家庭の経済的理由	73	119	157	117	466	7.8
	保護者の疾病・出産等	132	191	91	58	472	7.9
	保護者の養育力・障害理由	908	946	433	270	2,557	42.6
	虐待・養育放棄	1,064	145	137	33	1,379	23.0
	きょうだい等家族支援	49	102	70	78	299	5.0
	若年親	5	0	9	3	17	0.3
	地域でのトラブル	32	32	40	35	139	2.3
	住宅事情・近隣の事情	11	76	18	36	141	2.4
	その他	71	450	43	137	701	11.7
本人の状況等	ADL・生活習慣の確立	796	1,153	433	441	2,823	47.1
	医療的ケア	63	71	103	83	320	5.3
	行動上の課題改善	498	659	272	280	1,709	28.5
	強度行動障害等	70	166	19	28	283	4.7
	養育者への乱暴・暴力	66	71	33	49	219	3.7
	多胎や兄弟とも障害	84	50	94	49	277	4.6
	学校での不適用・不登校	45	66	73	42	226	3.8
	学校就学・通学	161	309	182	156	808	13.5
	その他	95	153	57	47	352	5.9
計	4,395	5,017	2,360	2,014	13,786		

※ 日本知的障害者福祉協会児童発達支援部会「平成24年度全国知的障害児入所施設実態調査報告」より  
 調査対象 知的障害児・自閉症児施設の協会把握施設(236施設)

\* 知的障害児施設 234施設、自閉症児施設 2施設(医療型・福祉型)の回答データを含む

調査日 平成24年10月1日

回答数 177施設 回収率75.0%

## 福祉型障害児入所支援に係る要望

- ・ 現行では看護師を配置した場合のみ算定されることとなっているが、准看護師を配置した場合にも適用できるように、要件を見直すべきである。
- ・ 障害児入所施設において、被虐待児等の家庭への対応等を行う家庭支援専門員を配置するための加算を創設すべきである。
- ・ 障害児入所施設における現行の強度行動障害加算は施設設備要件があり、適用水準が高すぎるので、新たに施設設備要件のない「行動障害加算(仮称)」を創設すべきである。  
(以上、日本知的障害者福祉協会)
- ・ 障害種別ごとの専門性の確保と、重度障害者が多数を占めることを考慮した、人員配置基準の見直し並びに報酬単価の引き上げをすべきである。  
(全国肢体不自由児者父母の会連合会)

## 医療型障害児入所支援に係る要望

- ・ 障害児入所施設において被虐待児等の家庭への対応等を行う家庭支援専門員を配置するための加算を創設すべきである。  
(日本知的障害者福祉協会)
- ・ 身体機能を最大限に伸ばすといった一定目的をもった短期間の入所機能の維持のために、有期の医療療育の入所に対し、報酬上の評価をすべきである。  
(全国肢体不自由児施設運営協議会、同旨：全国肢体不自由児者父母の会連合会)
- ・ 安定的な親子関係を構築することを目的として、被虐待児や発達障害を合併する児を受け入れた施設に臨床心理士を配置した場合に加算する心理的ケア加算(被虐待児及び発達障害児対応加算)を創設すべきである。
- ・ 親子入所期間中には日常生活における援助の手法や留意点など様々な形でたくさんの支援を行っているため、入所中の母親指導に対する加算として家族支援加算(親子入所における母親指導・家族支援に対する指導加算)を設けるなど適正な評価をすべきである。
- ・ 個別給付ではなく、施設機能に対する地域支援加算を設けるなど適正な評価をすべきである。  
(以上、全国肢体不自由児施設運営協議会)
- ・ 家族支援も含め、多様なニーズに対応できる加算措置を講じるべきである。  
(全国肢体不自由児者父母の会連合会)